

金城学院大学大学院文学研究科学位（修士）審査及び最終試験に関する規程

(2015年2月14日制定)
最終改正 2016年9月15日

(趣旨)

第1条 金城学院大学大学院文学研究科履修規程及び金城学院大学大学院学位規程に基づく、修士論文の提出又は専攻が指定する特定の課題の研究成果（以下「特定課題」という。）の提出、審査及び試験については、この規程の定めるところによる。

(修士論文又は特定課題の提出)

第2条 修士論文は、学位申請論文（以下「申請論文」という。）（正本・副本各1通）を、特定課題は、主要課題（正・副各1通）又はそれに関する研究成果報告書（複写可能な場合には正・副各1通）を所定の期日までに、文学研究科長に提出しなければならない。

2 申請論文には、必要ならば、参考文献、資料を添付する。

3 申請論文は、原則としてA4判縦置き横書きとし、コンピュータのワープロソフト等で作成する。

4 特定課題を提出する場合には、主要課題、又はそれに関する研究成果報告書は1件とする。

(学位審査)

第3条 学位審査は、主査と副査（以下「審査担当者」という。）による審査及びその結果の報告に基づく研究科委員会による合否判定からなる。

(審査担当者)

第4条 審査担当者は、各専攻の推薦を経て、研究科委員会が承認する。

2 主査は、原則として申請論文提出者の指導教員が担当し、副査は申請論文提出者の副指導教員が担当する。

3 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を審査担当者に含めることはできない。

(審査担当者による審査)

第5条 審査担当者は、別表に基づき、申請論文又は特定課題の審査及び評価、最終試験の実施及び評価を行う。

(学位審査報告書)

第6条 主査は、前条の審査の結果を学位審査報告書（以下「報告書」という。）にまとめ、研究科委員会に提出する。

2 報告書には、申請論文又は特定課題の評価、最終試験の評価及び審査全体の要旨を記載する。

(研究科委員会による審議)

第7条 研究科委員会は、報告書及び主査の報告に基づき審議し、修了要件と照らし合わせ、合否を決定する。

2 研究科委員会における合格の決定には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(合格者の報告)

第8条 文学研究科長は、学位審査に合格した者を合格決定の日から20日以内に学長に報告する。

(修士の学位論文の公開)

第9条 研究科委員会は、学位審査に合格した者の公開での論文発表会を実施するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議決を経て、これを行う。

附 則 (2015年2月14日文学研究科委員会)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2016年9月15日文学研究科委員会)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表

学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果の審査基準及び評価、
最終試験実施要領及び評価

- 1 学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果の審査基準
審査担当者は、以下の審査基準に基づき、学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究

成果を審査し、評価する。

(1) 学位申請論文（修士）審査基準

- ① 先行研究を踏まえていること。
- ② 論文の展開が論理的整合性をもち、論拠に妥当性があること。
- ③ 卓越した内容により独創性及び新規性があること。
- ④ 文章表現、書式体裁及び形式は、平明で分かりやすく、適切であること。
- ⑤ 倫理上の問題がないこと。

(2) 専攻が指定する特定課題の研究成果審査基準

- ① 在学中の実践、実技の総時間数が、専攻の定める目安に達していること。
- ② 実践、実技及び研究成果報告書を通じて、自己のキャリアデザインや社会的意義に即した鋭敏な問題意識が認められること。また、それに関する先行研究を踏まえていること。
- ③ 職業として特定課題に関連する業務を行うことが可能な知識と技能を修得していること。
- ④ 研究成果報告書の文章表現、書式体裁及び形式が、平明で分かりやすく、適切であること。
- ⑤ 倫理上の問題がないこと。

2 学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果の評価

評価は、A・B・C・Fで表記し、A・B・Cは合格、Fは不合格とする。

3 最終試験実施要領

最終試験は、学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果の審査が終わった後に筆記又は口頭で行い、学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果の内容を中心として学識と研究能力について審査する。

4 最終試験の評価

評価は、合格・不合格で表記する。